

2021年2月16日

八尾市母子餓死事件を踏まえて生活保護行政の改善を求める要望書

八尾市長 大松 桂右 殿

八尾市母子餓死事件調査団

共同代表 井上 英夫 (金沢大学名誉教授)

同 尾藤 廣喜 (生活保護問題対策全国会議代表幹事)

同 矢部あづさ (八尾社会保障推進協議会会長)

(連絡先) 530 - 0047 大阪市北区西天満 3-14-16 西天満パークビル 3号館 7階

あかり法律事務所 電話 06 (6363) 3310 FAX06(6363)3320

事務局 弁護士 小久保 哲郎

第1 要望の趣旨

- 1 貴市において発生した母子餓死事件の事実関係を徹底的に解明し、再発防止策を提言することを目的とした、学識経験者及び当事者等の第三者による検証委員会を設置してください。
- 2 ケースワーカーの人員を増やして「標準数」を満たすとともに、福祉専門職採用を進め、外部の専門家による研修を充実させるなどして、その専門性を強化してください。
- 3 被保護者の安否不明等の重大事態が発生した場合や、保護の停廃止等の重要な判断を行う場合には、組織内で情報共有し、適時にケース診断会議を開催できるよう、組織的な検討体制を確立してください。
- 4 本来、極めて例外的にしか認められない辞退廃止の乱発を直ちに改めるとともに、稼働年齢層に対して保護の適用を抑制する姿勢を速やかに是正してください。

第2 要望の理由

- 1 はじめに

2020年2月22日、貴市において、生活保護を利用していた母親(57)と長男(24)が餓死死体で発見された事件(以下、「本件」という。)について、私たちは、公開質問状を2回発出(2020年9月7日付、同年10月23日付)し、貴市より回答を頂くなどして、調査と検討を重ねてきました。

その結果、私たちは、本件における貴市の対応には極めて重大な問題が多々見受けられ、それは貴市における生活保護行政の構造的な問題に起因していると考えに至りました。以下順に指摘します(事実認定の根拠は別紙時系列表のNo.)。

2 本件における貴市対応の問題点

(1) 長男がいるのに母親単身世帯としての保護費しか支給していなかったこと

貴市は、2018年11月、長男が木工製作所で働き始め、長男が祖母宅に転出したとして長男を「世帯員削除」した後は、母親単身世帯として保護を適用してきました(12、13)。

しかし、祖母が「孫と暮らしたことは一度もない」と述べていること(8)、母や長男の友人も「母と長男は常に一緒に行動していた。長男が祖母宅に行ったとは考えられない」と述べていること(6、7)、2019年5月ころ、公園で寝泊まりしていた母子が母の友人宅に宿泊したこと(19~21)、同月ころ、長男の友人に長男からラインがあった後、母からお金を貸してほしいという電話があったこと(22)、同年6月10日、洋服が汚れた母子が市役所を訪れたこと(23)、同年秋頃まで母子が母の友人宅に食事やお風呂の提供を受けに来ていたこと(34、35)、母子が自宅で餓死死体で発見されたこと(51)などからすれば、長男が「世帯員削除」された後も母子は常に一緒に暮らしていたものと考えられます。

そうすると、長男が2019年1月に仕事を辞めた後は(15)、母親単身の保護費だけで母子2人が生活してきたこととなります。母子は家賃5万5000円の物件に居住していましたが、2018年暮れからは3万9000円の単身基準の住宅扶助費しか支給されず(14)、生活扶助費も単身基準の7万6310円しか支給されていませんでした(2人世帯の12万3490円との差額は4万7180円)。

母子は、3月26日と5月9日には、料金滞納によって水道の停水措置を受け、5月末には家賃滞納によって前住居を追い出されてホームレス状態となります(16~19)。住宅扶助も含めて一人分の保護費で二人が生活しなければならなかったこ

とからすれば、これらの支払滞納は当然の帰結といえます。

また、“就労に伴う祖母宅への転出”を理由に「世帯員削除」されていた長男が、2016年春には所持金21円、2018年夏には所持金115円で母親宅で同居しており、母子での保護を再開していること(8、11)、2019年6月10日、母子と一緒に市役所を訪れたこと(23)などからすれば、貴市は、二人が同居していることを容易に認識し得たはずです。のみならず、長男や母親が祖母や長男の友人に「住民票だけ祖母宅に移すよう市から言われた」と語っていたこと(6、7)、母子が長男の保護再開を求めたところ、貴市担当者から「これ以上かばい切れない。何度も見逃すことはできないから生活保護から外れたままでいて欲しい」と言われたと長男の友人に語っていたこと(9)、2019年6月10日のやり取りの際、貴市係長が「長男が母のもとで暮らし働いても収入は申告しないだろう」と考えたこと(23)などからすれば、貴市は、二人が同居していることを知りながら、故意に長男がいないものと扱っていたものと考えられます。

二人が同居していることを把握していれば、当然二人分の保護費を支給すべき義務が貴市にはあります。貴市は、その義務を果たさず、二人をホームレス状態に追いやったのです。

(2) 月2万円(目安の4倍)もの保護費の返還をさせていたこと

2019年6月10日、洋服が汚れた母子が突然市役所を訪れました(23)。この時、母子は前住居を追い出されホームレス状態となって公園で野宿しており、自殺を試みたと母の友人に話したり、長男の友人に金銭支援を求めて断られていたことからしても(18~22)、貴市に救いを求めて来庁したものと考えられます。ところが、貴市は、母子に対し、2018年暮れに使い込んだ転居費用約20万円の一括返還という不可能なことを求め、結果的に月2万円の分割払いを約束させます(23)。

いわゆる不正受給による徴収金を本人の申し出に基づいて徴収する場合であっても、その額は「被保護者が最低限度の生活を維持することができる範囲」でなければならず(生活保護法78条の2第1項、同法施行規則22条の4第2項)、厚生労働省は、その目安額について単身の場合は月5000円としています(平成30年10月1日付課長通知)。その4倍に及ぶ2万円を徴収し続ければ、「最低限度の生活を維持すること」は到底できませんので、貴市の対応は明らかに違法です。

貴市は、2019年7月5日、最後の住居に転居した後も母親一人世帯として保護

を再開し、保護費を窓口払いとして、毎月2万円を返還させ続けました(24、25、28)。一人分の保護費で母子二人が生活していたことを貴市が把握していたと考えられることからすれば、さらに2万円も返還させれば母子の生活が破綻に追い込まれることが容易に想像できるはずです。貴市の対応は、住民の生存権保障を職責とする保護の実施機関として、あるまじき対応と言わざるを得ません。

実際、母子は、保護再開後間もない8月5日には水道料金を滞納し、督促を受け始め(32)、11月にも停水予告通知を投函されるなど水道局からたびたびの督促を受けるに至っています(36～38)。生活の展望を抱けない母子が誰にも助けを求めることができない日々の積み重ねの中で、絶望の淵に陥っていったことが想像に難しくありません。

(3) 2か月にわたり保護費を取りに来なかったのに安否確認を怠ったこと

2019年12月26日、1月分の保護費の支給日に母親は保護費を取りに来ませんでした。この日、保護費を取りに来なかった人のうち最後まで連絡がつかなかったのは当該世帯だけだったのに、貴市は、居室に立ち入るなどして安否確認を行うことをしませんでした(39、40)。

2020年2月5日、2月分の保護費の支給日にも保護費を取りに来なかったのに、貴市は、同月10日になって自宅を訪問したものの、無施錠の居室内に立ち入ることもなく、連絡票を投函しただけで帰りました(46～48)。

生存の命綱である保護費を取りに来ないことは異常事態であり、年末年始の閉庁期間に入る前でもあることからすれば、福祉事務所を挙げて生存確認の努力をするのが通常対応です。とりわけ、貴市が当該世帯に最低生活費を相当下回る生活を強いていたことからすれば、最悪の事態が生じているという危機感を抱いてしかるべきです。

ところが、貴市は、1か月以上にわたって安否を確認しないまま放置し続けたのであり、もはや「保護の実施機関」の体をなしていないと言わざるを得ません。

2020年1月8日、水道局から停水予告書の投函があり(41)、同月15日には水道が止められます(43)。母親は、このころ、病院で処方された薬を大量服薬し、「急性薬物中毒」で死亡しています(51、52)。母親が、かつて友人に自殺未遂の経験を訴えていたことからしても(21)、前途に絶望しての自死と考えるのが自然です。長男は、それからしばらくして隣のベッドで低体温症で死亡しています(51)。

自死した母親の遺体を前に、なすすべもなく、食べる物も飲む物もなく、20代の若者が生きる力を失って死に至ったのです。

貴市の違法・不適切な対応の積み重ねが母子を死に追いやったといっても過言ではありません。

(4) 安易かつ杜撰な保護廃止決定を行ったこと

ところが、貴市は、2月10日に自宅を訪問し応答がなかったことだけを根拠として、2月18日には「失踪」を理由として、1月分の保護費を取りに来ていないことから1月1日に遡って保護を廃止しています(貴市令和2年10月14日付回答書第1の11項)。1カ月半にわたって安否確認を怠りながら、保護廃止だけは1週間で迅速に行ったのです。

しかし、そもそも「失踪」という保護廃止理由はありません。本件であり得るとすれば、「転出」による生活保護法19条1項の実施責任消滅ですが、その判断をするためには、これまで居住事実があった以上、その居住事実がなくなったことを具体的根拠をもって積極的に確認する必要があります。2019年6月10日の市議会において、貴市地域福祉部長は、「ケースワーカー等から必要な連絡をしても、連絡が取れない状況が続いて、保護費を受け取れない状況」と答弁していますが、このような状況だけで保護を廃止することは明らかに違法です。

また、上記理由で保護を廃止し得るのは、居住事実がなくなった時からであって、「保護費を受け取りに来なかった日」に遡及する理由もありません。

(5) 小括

以上見てきたとおり、本件に表れた貴市の対応には違法又は著しく不当な点が多々認められます。その検証を怠り、小手先の対処に終始すれば、いずれ同種の悲劇が起きかねません。学識経験者等の第三者による検証委員会を設置して、事実関係の徹底説明と再発防止策を策定することが必要不可欠です。

3 貴市における生活保護行政の構造的課題

(1) ケースワーカーの人員不足と専門性の欠如

都市部のケースワーカー一人当たりの担当ケース数の「標準数」は80ケースですが、貴市のそれは、「標準数」を大きく上回るだけでなく、平成24年4月の120から令和2年4月の128へと悪化しています。大阪府による監査でも、平成27年

には 27 人、平成 28 年と平成 29 年には 23 人、平成 30 年には 25 人、令和元年には 27 人の人員不足を指摘されています。

また、ケースワーカー 46 人のうち社会福祉士資格取得者はわずか 3 名 (6.5%)、臨床心理士資格取得者は 1 名 (2.2%) に過ぎず、査察指導員に至っては 6 名のうち福祉関係の資格を有している者は皆無です。全国平均では社会福祉士の資格取得率が 13.1% であること (厚生労働省「平成 28 年福祉事務所人員体制調査」) からしても低すぎます。

本件の経緯や公開質問状に対する貴市の回答内容を見ても、その対応の遅さや杜撰さ、生活保護法や保護の実施要領に関する基礎的な理解不足等の専門性の欠如が如実に伺えます。その意味では、ケースワーカー個人の責任というよりは、福祉事務所全体の実施体制の脆弱さに、本件が発生した根本原因があると言えます。

ケースワーカーの人員増加と充実した研修や福祉専門職採用の推進による専門性の確保が必要です。

とりわけ、専門性と的確な指導力のある査察指導員の養成は急務と思われます。また、生活保護実務に関する貴市における研修は、内部の職員を講師とした「保護の実施要領研究」「面接相談について」が各 2 回行われているだけです。外部の大学教員や弁護士等による憲法・生活保護法の理念、争訟事例もふまえた保護の実施要領のあるべき運用方法に関する研修や、社会福祉、精神保健等の専門家 (研究者や実務者) による障害や依存症等への理解を深める研修等を行うべきです。

(2) 組織的検討体制の欠如

「1 月分、2 月分の保護費を受け取りに来なかったことに対する対応について、担当ケースワーカー・査察指導員だけでなく、福祉事務所内で情報を共有し、組織的検討を行ったのはいつで、どのような検討を行いましたか」という私たちの質問に対し、貴市が、「この度の結果については、非常に重く受け止め、組織的に情報共有し、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております」(令和 2 年 11 月 4 日回答書 10-2) と回答していることからすれば、本件では、保護廃止に至るまで一度も福祉事務所内での情報共有や組織的検討が行われていないようです。しかし、2 カ月にわたって保護費を受け取りに来ない世帯に対して保護廃止をするに至るまで、一度もケース診断会議を開かないなどというのは、福祉事務所としてあり得ない対応です。

大阪府による監査でも、平成 28 年度から令和元年度まで、例外なく毎年、組織的検討が確認できないことや組織的検討が不十分であることなど、組織の運営管理の問題点が指摘されています。この指摘に対する対応策として、貴市は、毎年「査察指導員又は管理職等との協議」や「監督職以上の職員を含む複数職員での対応」という小手先の改善策を回答するにとどまっております、本来必要な「ケース診断会議の開催」という改善策を講じていません。

被保護者の安否不明等の重大事態が発生した場合や、保護の停廃止等の重要な判断を行う場合には、組織内で情報共有し、適時にケース診断会議を開催できるよう、組織的な検討体制を確立する必要があります。

(3) 稼働年齢層に対する排斥的な対応

貴市における被保護世帯の平成 27 年度から令和元年度にかけての世帯構成の変化を見ると、母子世帯は、661 世帯（11.7%）から 484 世帯（8.2%）へ 177 世帯（3.5%）減少し、その他世帯は、772 世帯（13.6%）から 731 世帯（12.4%）へ 41 世帯（1.2%）減少しています。このように、貴市においては、稼働年齢層の世帯構成割合が一貫して減少しており、特に母子世帯の減少傾向は顕著です。

また、貴市の平成 28 年度の「生活保護実施方針及び事業計画書」（平成 28 年度～令和 2 年度）では、「死亡」、「辞退」、「他管内への転出」の 3 つで保護廃止の 7～8 割を占めることや、特に「辞退」と「他管内転出」の件数が多いことの指摘がされています。

	廃止数	親類縁者の引取		他市転出		辞退		割合計
H30 年	643	30	4.7%	28	4.4%	160	24.9%	33.9%
H31 年	685	27	3.9%	33	4.8%	121	17.7%	26.4%
R 1 年	634	19	3.0%	34	5.4%	86	13.6%	21.9%

過去 3 年間の保護廃止総数に占める「親類縁者の引取り」「他市転出」「辞退」の件数と割合は、上記のとおり 2～3 割と高い割合を示しています。これらはいずれも未だ要保護状態にあることが疑われる廃止事由ですが、特に辞退廃止の件数の多さは異常であり、分類の存在自体が異例である「親類縁者の引取」の件数の多さも異常です。大阪府の監査でも、辞退廃止にあたり自立の目途について確認されてい

ない事例や組織的判断が確認できない事例、辞退届を徴収していない事例（平成28年度、平成29年度）、増収や就労を開始した者から収入申告書等を徴収することなく辞退届を受理している事例、要否判定により廃止とすべきところを廃止とせず辞退廃止としている事例、働き手の転入により廃止となるケースにおいて辞退届を徴収している事例（平成30年度）等、不適切な辞退廃止の事例が繰り返し指摘されています。

こうした経過から見ると、貴市においては、稼働年齢層について真に要保護性が消滅したか確認することのないまま、「親類縁者の引取り」「他市転出」「辞退」等を理由に安易に保護を廃止していることが強く疑われます（この点は、検証委員会で、上記廃止理由の年齢構成をさらに調査・確認するなどして分析を深めることが望まれます。）。

本件においても、貴市が、就労の不安定な長男について、就労後の収入額やその継続の有無等について確認することなく、祖母宅に転出したものとして繰り返し世帯員削除（長男の保護を廃止）しているのは、こうした貴市の不適切な運用の表れであると理解することができます。

本来、極めて例外的にしか生じ得ない辞退廃止が異常に多いのは、大阪府の監査でも繰り返し指摘されているとおり、実施要領に反する運用が常態化しているからであり、速やかに是正することが求められます。

また、コロナ禍で稼働年齢層の要保護者が増えていることからしても、本件にも表れているような稼働年齢層に対して保護の適用を抑制する貴市の姿勢もまた、速やかに是正することが必要です。

以 上

	年	月日	できごと	情報源					
				市報告 (2.26)	毎日新聞記事 (2.28)	市議会 質問 (6.10)	母の 友人	朝日新聞 連載	長男 友人
1	2007		父、母、長男の3人で生活保護保護利用開始				○		
2			長男の就職が決まるたびに生活保護の対象から外すことの繰り返し。仕事が長続きせず、また母親と一緒に生活保護を受けることを何度も繰り返していた。		○				
3			長男は何回にもわたって保護を打ち切られ、就労が決まった時点で、祖母の家に行くという形で生活保護を外されていた。			○			
4			実際には一度も行っていない（と遺族に聞いている）。			○			
5			母と祖母は関係が悪く、一方、母と長男は仲が良く常に一緒に行動して同居していた。長男が祖母宅に転出したということは聞いたことがない。				○		
6			祖母「孫と一緒に暮らしたことは一度もない。住民票だけ祖母宅に移すよう市から言われたと聞いた」 市「実際に祖母のもとに移ったかは確認に行く余裕がなかった」					③	
7			長男宅に行ったりしてよく会っていた。5000円とか1万円とかしばしば貸した。長男が就労すると住民票を祖母宅に移していたようだが、実際には3人で同居していた。長男が失業中、役所の人から「就職したら住民票を祖母宅に移して転出したことにすれば保護費を減らされることなく給料を全額使える」と言われたと母から聞いた。 長男は仕事が長続きせず、がんこ寿司、電気工事、金属塗装、医療事務、パチンコ店、木工所と転職を繰り返している。ファミリーマートでバイトしていて店に遊びに行ったこともある。						○
8	2016	春	世帯員削除されていた長男が戻ったとして、3人で生活保護再開。長男の所持金21円。					③	
9			2回目働いて生活保護から外れた後仕事を辞めたとき、長男分の保護費も給料もなく生活が苦しいからお金を貸して欲しいと言われた。「生活保護に戻ったらいいやん」と言うと、役所に言ったら「これ以上かばい切れない。何度も見逃すことはできない生活保護から外れたままでいて欲しい」と言われたと言っていた。ただ、実際はその後保護に戻してもらい、また働いて保護から外れている。						
10		6月ころ	父親が死亡し母子での生活となる（但し、保護費は母一人分）。世帯員減によって住宅扶助額が下がり高額家賃となったため半年の経過措置後、転居指導の対象となる。					③	○
11		夏	世帯員削除されていた長男が戻ったとして、母子で生活保護再開。長男の所持金115円。					③	
12	2018	11月6日	長男が木工製作所で働き始める。その後、世帯員削除。					③	
13			八尾市によると、母親は単身世帯として生活保護を利用。		○				
14		暮れ	高額家賃（5.5万円）物件からの転居指導により転居費用約20万円を支給したが母子は使い込んでしまう。半年の経過措置期間が終わり住宅扶助は3.9万円に下げられる（差額1.6万円）。					②	
15		1月31日	長男、勤務先を休みがちとなり、9日ぶりに顔を出すと挨拶もないまま姿を消した。					③	

年	月日	できごと	情報源					
			市報告 (2.26)	毎日新聞記事 (2.28)	市議会 質問 (6.10)	母の 友人	朝日新聞 連載	長男 友人
16	3月26日	料金滞納による停水（3月27日停水解除）	○					
17	5月9日	料金滞納により停水（6月10日停水解除）	○					
18	5月ころ	家賃滞納で前住居から追い出される				○		
19		母子は駅前のターミナルホテルや公園で生活				○		
20		母子が公園で寝泊まりしているところを警察に保護され、友人らも迎えに行く。				○		
21		公衆電話から友人に宿泊依頼の電話があり母子が2泊ほどして出て行く。母は「駅前ホテルで飛び降り自殺を試みた」と語った。					②	
22		しばらく連絡が途絶えていた友人に長男からラインがあった後、母親から「お金かしてくれへん」と電話があったが、手元にあまりお金もなかったので断った。それ以来連絡がなく、少しでも振り込んであげればよかったと後悔と自責の念。						○
23	6月10日	洋服が汚れた母子が突然市役所を訪れる。係長が20万円の一括返還を求めたところ母が分割払いを求め、月2万円10回払いの返還を合意。係長は、長男が母のもとで暮らし働いても収入は申告しないだろうと考えた。					②	
24	7月5日	最後の居住地へ転居。本人水道局来局、料金納付（最後の納付・新住所の開栓日）	○					
25		母親のみの世帯として生活保護再開。		○				
26		母子は仲が良く、足が不自由な母親が立ち上がる際には長男が肩を貸すなど、いつもそばで寄り添っていた。収入は母親の生活費だけで生活は苦しかった。		○				
27	2019	「毎朝のように母子と一緒に出かけていた」「ゴミ出しをする兄ちゃんの姿を何度か見た」との近隣者の発言、38センチの段差を両ひざの悪い母が一人で出入りできないことから、母子は一緒に暮らしていた					④	
28	7月～	毎月2万円を八尾市に返済していた。基本的に本人の了解のもと、そういう決定をした。			○			
29	7月23日	八尾市生活保護課、転居確認のため訪問	○					
30	7月	長男のラインアカウントが消滅（スマホの維持ができなくなったと推測）						○
31	7～12月	来庁し、保護費受給（12月は初頭の12月分保護費支給日について）	○					
32	8月5日	本人から水道局へ電話、納付を約束するも納付実績なし。この間、電話（3回）、自宅訪問（1回）をしたが全て面談等に至らず	○					
33	7～12月	毎月、支給日に来庁し、生活保護費受給	○					
34	秋ころ	母と長男はしばしば友人宅に食事やお風呂の提供を受けに訪れ宿泊していたが、このころを最後に連絡が途絶えた。				○		
35	秋ころ	友人は5000円と冷凍食品を渡した。その後、5000円が入った封筒とミカンが郵便受けに入っていたが、母子とは連絡が取れなかった。		○				
36	11月12日	（水道局）自宅訪問したが応答なし。停水予告書投函	○					
37	11月18日	（水道局）携帯に電話、納付を約束したため停水中止	○					

年	月日	できごと	情報源					
			市報告 (2.26)	毎日新聞記事 (2.28)	市議会 質問 (6.10)	母の 友人	朝日新聞 連載	長男 友人
38	11月28日	(水道局) 自宅訪問、本人在宅、納付を約束するも納付実績なし。この間、電話(3回)、自宅訪問(4回)をしたが全て面談等に至らず	○					
39	12月26日	1月分の支給日であるが来庁せず、本人に電話したが不通。本人の母に電話連絡して本人に伝言を依頼。自宅訪問したが応答なし、連絡票を投函。水道局へ水道料金の納付状況を確認	○				①	
40		窓口支給対象者147人のうち26人が保護費を取りに来なかったが、最後まで連絡がつかなかったのは当該世帯のみ					①	
41	1月8日	(保護課) 自宅訪問したが応答なし、連絡票を投函。本人の母に電話連絡して本人に伝言を依頼。 (水道局) 自宅訪問したが応答なし。停水予告書投函	○				①	
42		郵便受けを見ると年末に残した連絡票と祖母からのメモが入ったままになっていた。					①	
43	1月15日	料金滞納により停水	○					
44		水道局から保護課に停水の連絡はなかった。事件後の3月以降、水道局は保護世帯の停水する場合1週間前に保護課に連絡することとなった。	○					
45	1月22日	(水道局) 自宅訪問したが応答なし	○					
46	2月5日	2月分の受給日であるが来庁せず	○					
47	2月10日	(保護課) 自宅訪問したが応答なし、連絡票を投函	○					
48		無施錠の室内をのぞいたが、異変には気づかなかった。		○				
49	2月18日	生活保護廃止決定(1月1日に遡及して廃止)	○					
50	2月19日	(水道局) 自宅訪問したが応答なし	○					
51	2月22日	自宅で二人の遺体が発見。ケアマネの男性が呼びかけに応じないのを不審に思い無施錠のドアを開けて発見。母親は布団で長男は隣の介護用ベッドでおむけに倒れていた。解剖の結果、母親は死後1か月以上、長男は10日ほどまめに低体温症で死亡。		○				
52		母の死因は「急性薬物中毒」。病院で処方された薬の成分が体内から確認され、部屋に薬の空き袋が大量に残されていたことから自殺の可能性あり。					①	

※ 上記情報源の詳細は以下のとおり。

【市報告(2.26)】令和2年2月26日付地域福祉部長・水道局長名による議員各位宛での「新聞報道について(報告)」

【毎日新聞記事(2.28)】2020年2月28日付け毎日新聞記事

【市議会質問(6.10)】2020年6月10日八尾市議会定例会本会議において、越智妙子議員による質問と当局の答弁

【母の友人】当調査団が、母子の近所に住む母の友人から聴取した内容

【朝日新聞デジタル記事】2020年12月18日～12月21日の5連載。備考欄の番号は連載回

【長男の友人】当調査団が、長男の友人から聴取した内容